

神奈川県私立高校生等奨学給付金【通常給付】のお知らせ

生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯が対象です

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者（※）の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「神奈川県私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
- （※）保護者は原則、親権を持つ父母2名（ひとり親家庭の場合は親権を持つ父母1名）を指します。

1 給付を受けることができる方 <次の要件をすべて満たす世帯>

- ① 令和6年7月1日現在、保護者が神奈川県内に在住していること
 - **保護者が1人でも海外在住の場合は支給対象外**となります。
- ② 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - 令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）であること。
 - 保護者全員の令和6年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯（以下「非課税世帯」という。）であること。
 - ・ 定額減税後の住民税所得割額を用いて判定します。
 - ・ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に養育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- ③ 令和6年7月1日現在、生徒が私立高等学校等（※）に在学していること
 - 生徒が就学支援金、学び直し支援金の受給資格を有していることが必要です。

（※） 私立中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）等を含みます。

2 支給単価 <世帯区分及び在学する学校の課程により支給単価が異なります>

- 対象となる高校生等1人当たりの支給単価（年額）

世帯区分			全日制・定時制	通信制
生活保護世帯			52,600円	
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（※）が	いない	142,600円	52,100円
		いる	152,000円	

（※）平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生を除く）

3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

○ 提出期間 **令和6年7月1日(月)～11月8日(金)**

○ 提出先 **法人事務局(中学高等学校西校舎4F)**

〒231-8653 横浜市中区山手町88番地
TEL 045-662-7037

・申請書類等、詳細な資料は法人事務局で配布しております。

4 支給時期

令和6年9月17日頃～令和7年2月28日頃を予定しています。

- ・申請された時期により支給時期は異なります。
- ・申請時に指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。